

## 第6回 法律行為と意思表示

2005/05/02

松岡 久和

### 【法律行為の問題構造】（佐46-48頁）

- ①法律行為の成立 → 契約の成立を中心に次項
- ②法律行為の解釈 → 契約の内容の確定を中心に
- ③法律行為の有効性 → 不完全な意思表示・法律行為の自由と限界（第7～12回講義）
- ④法律行為の効力発生 → 条件・期限（第13回講義）
- ⑤代理 → 第14～17回講義

### 【法律行為の成立－契約を中心に】（E104-108頁・111頁コラム64、佐49-66頁）

**Case08** 次の場合、完全な行為能力者Yは、代金を支払う必要があるか。

① YはX会社の販売員に「アンケートをお願いします」といわれて、アンケート用紙と思われる紙に署名したところ、後日覚えのない商品と請求書が送られてきた。

② ①の事例でYがX社に苦情を述べたところ、X社は、Yが署名した「アンケート用紙」と表題のついた紙の最後に「モニターとして商品の購入を申し込みます」との一文が印刷されている、という事実を示した（①②の参考 「トリアーのワイン」）。

③ YはXから運送中の船荷である外国語で表示された鯨肉を鯨肉と思い込んで注文したところ、Yも同じように思い違いをして鯨肉の売買契約を結んだ。

④ 東京育ちのYは大阪に出張中、うどん屋Xで「天かす入りの蕎麦」のつもりで「たぬき」を注文したところ、「あげ入りのうどん」が出てきてびっくりした。

⑤ Yは居宅の建築を頼む際に「冷暖房エアコン」の趣旨でX工務店に「クーラー」の設置を頼んだが、設置されたのは冷房専用機であった。

⑥ ⑤の例でX工務店もYの注文が「冷暖房エアコン」だと知っていた場合はどうか。

⑦ YはX所有の土佐丸の購入を申し込み、Xは承諾した。ところが、Xは第1・第2土佐丸と2隻の土佐丸を所有しており、Yが買受を希望したのは第1土佐丸、Xが売却に承諾したのは第2土佐丸であった（石田喜久夫編『民法総則』〔磯村保〕145-146頁（法律文化社、1985年）より。類ピアレス号事件。ケッツ217-218頁）。

#### 1 契約の成立

- ・ **原則** 諾成主義－双方の意思表示が合致すれば（合意が成立すれば）契約は成立。
- ・ **例外** 要式契約（例 任意後見契約）。要物契約（例 消費貸借契約、質権設定契約）。

#### 2 意思表示の構造と意思表示の成立及び意思表示の合致に必要なレベル

##### 2-1 意思表示の構造

- ・ 動機 → 効果意思 → 表示意思（表示意識） → 表示行為。
- ・ 効果意思：一定の法律効果を生じさせようとする意思。

##### 2-2 表示行為は不可欠

- ・ ①でアンケートへの署名は、客観的にも商品購入契約の申込みとは評価されない → 意

意思表示は不成立→意思表示を要素とする法律行為（ここでは、合意＝意思表示の合致＝契約）も不成立。

## 2-3 表示意思（表示意識）の要否については考え方が別れる

- ・不要説（通説） vs 必要説
- ・両説の違い ②で結論が分かれうる。通説では、Xの詐欺が立証できない場合や、表意者Yに重過失があったり（95条ただし書）、相手方XがYの錯誤につき認識可能性を欠くことから（有力説）、Yが錯誤無効を主張できない場合には、契約が拘束力を持つことがある。

## 2-4 効果意思が欠けていたり不完全であっても意思表示は成立するのが原則

- ・効果意思の不存在・効果意思形成過程での瑕疵→93条以下の意思表示の効力の問題。→意思表示の合致は、**客観的な表示**が一致するか否かで判断。
- ・③では**鮫肉**の売買契約が成立するが、双方錯誤もしくは**原始的不能**で契約は結局無効。
- ・④では、意思表示のなされた場所の慣行に従って、「あげ入りうどん」の契約が成立。後は、Yが錯誤無効を主張できる可能性が残るだけ。
- ・⑤では、通常の意味に従って冷房専用機の設置契約が成立。後は、Yが錯誤無効を主張できる可能性が残るだけ。

## 2-5 「誤表は害さず *falsa demonstratio non nocet*」（客観的判断の例外）

- ・③でXが鮫肉を引き渡したらYは不履行だと主張できる。
- ・⑥でX・Yの意思表示は、「クーラー」という表示を使っていたが「冷暖房エアコン」の設置という内容で合致しているなら、表示の一般的意味にかかわらず合致した意思どおり成立。→Yは契約どおりの「冷暖房エアコン」の設置を要求できる。

**ポイント** **客観的解釈説**ではあくまで例外。例外も取り込んで新たな考え方を提示しているのが、**付与意味基準説**：①主観的解釈を優先（契約における合意の優先）。「誤表は害さず」は、当然の原則と位置づけられる。②両者が表示に付与した意味が一致しなければ、いずれの意味付与が正当かを問う。そこでも、当事者間の事情や取引慣行が、客観的・一般的な表示の意味より優先される。「表示は、相手方と同じ部類の人間が、それを同じ状況に置かれれば理解しただろうと思われるように解釈されるべきである」という国際統一動産売買条約8条などもこの考え方と同じ。

## 2-6 表示の客観的意味が確定できず意思が不合致の場合

- ・**客観的解釈説**だと、契約は**不成立**。これに対し、**付与意味基準説**によれば、**客観的意味が確定できなくても**、⑦では「土佐丸」という表示に与えた「第1土佐丸」「第2土佐丸」という意味づけのいずれかが**正当だと確定できればそれで合意が成立し、それでも確定できなければ、合意不成立**。 **判例** 百15

## 3 意思表示の成立と効力発生

### 3-1 対話者と隔地者

### 3-2 意思表示の成立

- ・**原則** 意思表示で成立→表意者の発信後の死亡・能力喪失があっても有効(97条2項)。
- ・**例外** 契約の申込みで、①申込者が、自己の生存・能力者たることを条件や前提としている場合、②相手方が死亡や能力喪失を知っている場合（525条）。

### 3-3 意思表示の効力発生時点

- ・**原則** **到達主義**（97条1項）

→a) 到達前の撤回が可能。b) 不着や延着の危険は発信者が負担 (Case09①)。

**例外**

**発信主義**：20条－制限能力者側の催告に対する確答

526条1項－契約承諾の意思表示：承諾発信時に契約が成立。以後の承諾の撤回を許さず契約関係を早期に確定する趣旨。

※電子消費者契約法4条は原則回帰。国際的には到達主義での統一傾向。  
特定商取引法9条2項・割賦販売法4条の4第2項などクーリング・オフ等  
商法232条－株主総会招集通知

3－4 到達の時期－主として取消や解除など**単独行為**で問題

**Case09** XはYが家賃を滞納したので、「今月末までに滞納家賃を支払わなければ賃貸借契約を解除する」という旨の手紙を出した。Yが月末までに滞納家賃を支払わなかったとして、次の場合、XはYに立ち退きを請求できるか。

- ① Xの手紙がYの隣家Z宅に誤配達された場合。
- ② YがXの手紙を読まずに棄てた場合。
- ③ Yの留守中に来た手紙を妻Aが受け取ってYに渡し忘れた場合
- ④ Yの留守中に同居人BがYの不在を理由に**書留**の受け取りを拒んだ場合
- ⑤ Yが家賃催促の手紙と察知して手紙の受領を拒んだ場合
- ⑥ Xが学生Yが帰省して下宿にいないのを知りながら下宿宛に手紙を出した場合

- ・ **原則** 相手方の支配圏内に入れば現実に読まれなくても到達したものと扱う。  
名宛人本人が受領することを要しない。

**判例** 判62 (解除通知を代表取締役の娘が受領して机に入れ失念した事例)

**例外**

- ① 不当な受領拒絶－到達を擬制←→正当な受領拒絶－現実の到達時
- ② 不在配達通知書から差出人がわかり郵便物の内容を推知できた場合

**判例** 百21－留置期間満了時で到達

- ③ 不在時を狙った郵送－信義則上不到達とすべきではないか。

**コラム** 書留郵便と配達証明 E107頁コラム63参照

3－5 意思表示の受領能力 (98条の2)

- ・ 未成年者・成年被後見人には受領能力なし→不到達。  
もともと、法定代理人がその意思表示を知れば到達したものと主張可。
- ・ 被保佐人・被補助人には受領能力有→到達。
- ・ 対話者間でも言葉がその場で通じない場合は、了知の具体的可能性が問題になりうる。

3－6 相手方やその所在が不明の場合－公示による**意思表示** (98条)

**【法律行為・意思表示の解釈】** (E108-111頁、佐67-76頁)

1 解釈の必要性

- ・ 有効解釈の原則／解釈によっても内容が確定できない法律行為は無効。

2 契約解釈の方針や基準

2－1 狭義の解釈

- ・ 客観的解釈説 vs 付与意味基準説 ←表示主義 vs 意思主義の反映

両者は当事者意思の探求を例外視するか原則視するかで異なる。付与意味基準説では、当事者意思が合致している場合には、表示の客観的解釈によって両当事者の望んでいない効果への拘束を認めるべきでないとする。

## 2-2 補充的契約解釈

**Case10** レストランで会食をしたYは、持ち合わせがないことに気づき、友人Xから1万円を借りたが、いつ返還するかについて何も定めなかった。次の場合、Xはいつの時点でYから返還を請求できるか。

- ① Yが「財布を忘れた」と述べたのを聞いて貸してやった場合
- ② Yが「今月はピンチだ」と述べたのを聞いて貸してやった場合
- ③ Yが何も言わなかったか、ぶつぶつ独り言を言っていたがXにはそれが聞き取れなかった場合（加藤204-205頁より）

**Case11** X医師とY医師は診療所を交換する契約を結んだが、9ヶ月後にY医師は新しい場所が気に入らず以前の開業場所付近に新しい診療所を建てた。XはYに対して、付近での営業を差し止めることができるか（ケッツ223-225頁より）。

- ・当事者の意思の尊重。客観的解釈を重視する立場は補充的契約解釈には消極的。

## 2-3 慣習法による補充（92条）

- ・法例2条＝慣習法、民法92条＝事実たる慣習とする見解が通説？

・**判例** 百16＝判44（「塩釜ルール入」事件）

※契約成立の判定や契約解釈の基準となる（主として言語）慣習とは別。

## 2-4 任意規定による解釈と補充

## 2-5 信義則・条理による補充一時には「意味の持ち込み」による修正的解釈となる

- ・例文解釈や当事者の合理的意思による制限

**判例** 最判昭和43年3月15日民集22巻3号587頁（一切の損害賠償請求権を放棄する和解契約中の条項の効力は後遺症には及ばない）

**判45**（保険約款上、事故発生後60日経過後は損害填補責任を免れる旨の条項はその条項の目的とする合理的範囲でのみ効力を有する）

## 3 遺言の解釈の特殊性

- ・契約以上に真意の探求に重点が置かれる。
- ・有効解釈の原則については、法定相続重視の考え方は否定的な態度をとる。
- ・補充的遺言解釈についても、法定相続重視説は否定的な態度をとる。

### 【参考文献】

池田真朗「準法律行為」池田ほか『マルチラテラル民法』19頁以下（有斐閣、2002年）

※準法律行為については、時間の余裕があれば触れるが、省略する可能性が大きい。参考文献は、一歩進んだ勉強をしたい人へのお勧めです。

ハイン・ケッツ（潮見佳男＝中田邦博＝松岡久和訳）『ヨーロッパ契約法 I』第7章「契約の解釈」〔中田邦博担当〕207-239頁（法律文化社、1999年）

山本敬三「補充的契約解釈」論叢119巻2号～120巻3号（1986年）

浦野由紀子「遺言の補充的解釈」民商115巻1号・2号（1996年）

